**同居の親族の雇用保険被保険者資格簡易判定票**

労働条件が該当すれば○印、該当しなければ✕印を判定欄につけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 判定欄 | 労働条件 |
|  | 労働者が親族のみでないこと  （親族以外で常時雇用している労働者がいること） |
|  | 事業主やその他管理等の指揮・命令に従っていること |
|  | 就労条件が他の労働者と同様に就業規則が適用されていること |
|  | 他の労働者と同様に出勤簿等により、出勤・休暇等が適正に管理されていること |
|  | 労働基準法の適用を受ける労働者であり、労災保険に加入していること  （ただし、労働保険事務組合加入による特別加入ではないこと） |
|  | 他の労働者と同様の賃金形態であること  また、金額も他の労働者と著しく相違がないこと |
|  | 退職金、諸手当及び欠勤控除等について、他の労働者と同様に賃金規定等が適用されていること |
|  | 労働者の所得に応じた社会保険等の加入状況であること |
|  | 事業主と生計を一にするものとして、税法上の専従者処理を行っていないこと |
|  | 同居親族（申請対象者）が、事業経営に関する裁量権をもって参画し、これにより経営上の利益を共有する立場にないこと |
|  | 同居親族（申請対象者）が、持ち株を所有していないこと  所有している場合は、株主総会や取締役会等での議決権を有しないこと |

＊　判定欄にすべて○印がつけば被保険者となる場合がありますので、申請を行う場合は、『「同居の親族」雇用実態証明書』に確認資料を添付して提出してください。

＊　現在、被保険者となっている場合でも、条件が変更された場合は、速やかに『「同居の親族」雇用実態証明書』を再申請するか、『雇用保険被保険者資格喪失届』を提出してください。

＊　退職時に被保険者資格がないことがわかった場合は、遡及して資格の喪失を行うため、雇用保険の給付が受けられないばかりでなく、時効にかかる労働保険料の還付もできませんので、 ご注意ください。

春日市春日公園３－２

福岡南公共職業安定所　雇用保険適用課

ＴＥＬ　０９２－５１３－８６０９（コード番号　２１＃）